

取扱区分：「公開」

平成30年第5回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成30年5月10日(木) 10時00分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成30年第5回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年5月10日(木) 午前10時00分 ~ 10時31分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第14号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
報告第17号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	4件
報告第18号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	10件
報告第19号	非農地証明について	2件
報告第20号	水田埋め立てによる農地改良届出について	1件
報告第21号	農地所有適格法人報告書の提出について	8件

4 出席委員

第1番	西田孝美君	第2番	原田雅之君
第5番	林俊一君	第6番	松田孝行君
第7番	藤原典子君	第8番	岩田実君
第9番	弘中壽君	第10番	山崎光夫君
第11番	徳本勉君	第12番	秋貞啓子君
第14番	高橋恵君	第15番	田中栄作君
第16番	藤井孝君	第17番	笠井保雄君(職務代理者)

5 欠席委員

第3番 歳 光 時 正 君

第4番 竹 安 昌 巳 君

第13番 佐 伯 伴 章 君

第18番 杉 村 龍 男 君

6 事務局職員

局 長 藤 井 豊

次 長 山 本 博 彦

次長補佐 時 重 智 一

書 記 松 原 義 孝

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は18名中14名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第3番歳光 時正委員、第4番竹安 昌巳委員、第13番佐伯 伴章委員、第18番杉村 龍男会長の4名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

尚、杉村会長におきましては、先月と今月の総会を欠席されておられます。

欠席理由につきましては、総会終了後に少しご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議長よろしくお願ひいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成30年第5回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第2番、原田 雅之委員さん第8番、岩田 実委員さんのご両名にお願ひいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第13号を議題といたします。

尚、1番、2番についてですが、譲受人が同一で土地も近隣ということで、一括して事務局よりの議案の説明をお願ひいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願ひいたします。

それでは、1番及び2番につきましては、一括してご説明いたします。

まず1番についてですが、申請地は、●●市大字●●●字●●●●に所在する農地の田1筆の1,357平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲受人と譲渡人は親子であり、現在も譲受人が耕作していることから譲り渡すとのことです。

次に、2番についてですが、申請地は、●●市大字●●●字●●●●に所在する農地の田1筆の727平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、農地を相続により取得したが、遠方に居住しており、耕作することが困難なため、譲渡したいとのことで、譲受人は近くの農地を耕作しており譲り受けるとのことです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、又、通作距離は100メートルから400メートルと近距離であり、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、該当ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約468アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻の作付けを行う計画であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

議長

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

尚、本来なら●●委員さんからの説明となりますが、本日欠席されておられますので、●●委員さんより説明をお願いいたします。

第1番

1番 ●●です。

まず、1番の案件でございますが、先程から局長さんの方で詳しく説明しておられますので、省略させていただく事が多いと思います。

親子関係ということでございまして、現地も昨年水稻を植えておられましたし、現在水田に向けて耕しておられるという事でございます。

それから、総面積4.5ha栽培しておられますけども、田植機1台、トラクター2台、コンバイン2台、草刈り機5台という事でございまして、地域における担い手になっておられます。

又、非常に家からも近いという事でございまして、水稻で今後ともやっていきたいということでございます。

それから、2番の案件につきましては、これも以前から耕作しておられまして、特に譲渡人は●●●に住んでおられまして、13年前に相続されたけど、中々耕作することができないということでございまして、この際親戚である譲受人にお渡しされるということでございます。

2件とも畦をぬって、代掻き作業に入られるという状況でございます。

問題ないと思われますので、よろしく願い申し上げます。

ありがとうございました。

議長

只今の1番及び2番の案件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第13号2番につきまして、採決を行います。許可とす

事務局次長

ることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第14号議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

続きまして、議案書の2ページをお願いします。

議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第4条による許可申請は1議案1件でございます。

それでは、ご説明いたします。

申請人は、市内に居住の農家の方です。

申請地は、隣接地の自己用住宅において、進入車両の回転する場所が無く駐車場及び農機具保管場所も手狭であることから、申請地への進入路、回転場、駐車場及び農機具保管場所の使用目的で、申請書が提出されました。

しかし、進入路及び農機具保管場所については、農地法の規定を知らずに工事に着手してしまい、今後は、農地法の規定を遵守するとの始末書が提出されています。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から北東へ約840メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、●●市大字●●字●●2704番1、地目は「田」で、現況は「畑」、地積は208㎡でございます。

(スクリーンで説明)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

申請地への進入路59㎡、回転場・駐車場116㎡、農機具保管場所33㎡です。

最後に現地の写真でございますが、外側が進入路及び農機具保管場所の無許可転用ラインで内側が回転場・駐車場ラインでございます。

(スクリーンの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、第3種農地に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地への営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水につきましては、河川への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

7番

5月7日11時より申請人立会いのもと、現地調査を行いましたので、ご報告申し上げます。

申請地は、現在畑と果樹園として利用され、作物も各種植えてらっしゃいますし、柚とか、枇杷とか、サクランボ等も植えてありました。

申請人は、昨年からお子さん家族と同居するようになり、車の所有台数が現在4台ということで、自宅前に止めてらっしゃいますけど、ちょっと狭くて向きを変えることができなく、道路からはいつもバックで入ってらっしゃるといことなんですけれど、結構坂道で、畑と道路の間も動物除けの柵があつて、通りにくく又、直角にカーブしているので、業者の方も脱輪をするというもあるそうで、自宅に車を入れるのがかなり困難な状況なので、今回

の申請をお願いしたという事です。

それで回転場というか、そういうのも車が入って来た時に、回転できる場がないと、向きを変えないと出るのが大変なので、そういった回転場と駐車場を今回作りたいというご意向です。

進入路と農機具を置かれている場所については、既に使用されており、農地法の事を十分に理解してなかったと反省されておりました。

それで始末書も付けていただいております。

それから、近隣とは隣接してませんので、そういった被害も想定されませんので、以上審議の方よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第15号議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、議案書の3ページをお願いします。

議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第5条による許可申請は1議案1件でございます。

それでは、ご説明いたします。

譲受人は、市内に居住の教員の方です。

現在、借家住まいで子供の成長に伴い、自己用住宅を建築するものです。

将来、両親の面倒を見るため、実家近くに、子供の通学の安全性等を考慮した土地を探していたところ、申請地の土地を選定し、住宅用地として購入する

ものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●●●支所から北に約130メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、●●市●●●●6番9、地目は「畑」、地積は231㎡でございます。

(スクリーンで説明)

こちらが、地籍図でございます。

つづきまして、建物平面図でございます。

次に、建物立面図でございます。

最後に現地の写真でございますが、外側が分筆ラインで内側が建物ラインでございます。

(スクリーンの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により用途地域が近隣商業地域に存在している、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資証明書が添付されておりました。適当であると判断しております。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われま。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりました。汚水については公共下水道への接続です。

又、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

2番の●●です。

議案第15号1番について補足説明いたします。

去る4月26日、5月6日に現地確認、5月6日に譲渡人及び譲受人と電話にて意思確認いたしましたので、ご報告いたします。

申請地は●●●●支所に近く、近年宅地化が進んでいる場所で、譲渡人宅に隣接しており、今回の申請に合わせて、畑の一部を分筆し譲り渡すとのことでした。

地目は田で現状は、管理はされているものの、耕作はされておられませんでした。

譲受人家族は現在借家に住んでいるものの、子供の成長に伴い、だんだん家も手狭となり、自己用住宅を建築することとし、将来、親の面倒を見る必要もあり、又子供の通学の安全性等考慮し、実家に近い申請地に建築したいとのことでした。

事業計画書、平面図、立面図、被害防除計画書に添って調査いたしましたが、申請地周辺は譲渡人所有地、住宅、公道であり、譲渡人が引き続き所有する農地の日当たりも問題ないとのことでした。

又、家庭雑排水は公共下水道への排水で、周辺農地への影響はないと考えます。

以上問題ないと考えますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

第11番

はい、当該地目は畑ですか。

第2番

はい、畑です。

第11番

はい、解りました

それから、市街化調整区域に入っていますか、入っていませんか。

第2番

市街化調整区域には入っておりません。

事務局長
第11番
議長

当地域は、用途地域が定められた都市計画区域でございます。

はい、解りました。

他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第17号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。報告第17号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第17号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第17号を終わります。

続きまして、報告第18号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページ及び6ページをお願いいたします。報告第18号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に

規定され、許可は不要とされているもので、今回は10件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

説明が終わりました。以上で報告第18号を終わります。

続きまして、報告第19号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。報告第19号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は2件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第19号につきまして、ご質問はございませんか。

第1番

はい、左側に田んぼと畑とございますけれど、どれが宅地に該当するのですか。

事務局長

回答いたします。宅地部分が、この土地所在地で申しますと、大字●●字●●●の84番の165㎡のところでございます。

第1番

後は、周りは全部山という事ですね。

建設状況が全くわからない。

全く違うところなんですね場所は。

山林と宅地という事で書いております。

事務局長

内訳としまして、山林部分が一番上の882番の2,671㎡のところでございます。

それから、84番は宅地部分で先程ご説明しました。

それから、一番下の●●字●●847番1につきましては、農業用倉庫ということでございます。

第1番

●●●の84番が宅地で、●●の847の1が農業用倉庫という事ですね。

事務局長

はいそうです。

議長

他に特に発言がないようですので、以上で報告第19号を終わります

続きまして、報告第20号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。報告第20号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり1件でございました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第20号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第20号を終わります。

続きまして、報告第21号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いいたします。報告第21号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は8件ございました。添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長

只今の報告第21号につきまして、ご質疑はございませんか。

(なしの声)

特に発言がないようですので、報告第21号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成30年第5
回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時31分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成30年5月10日

周南市農業委員会

会長職務代理者 笠井保雄

委 員 岩田実

委 員 原田雅之